

甘粕憲兵大尉事件の若干の背景

羽山 忠弘

序 本稿は、標記事件(以下「甘粕事件」という。大正12年12月8日第1師団軍法会議判決、法律新聞2195号、7)に関してなされている刑法における違法の認識又は期待可能性の論議(本件では無罪とする論議)の具体的理解に資するため、わたくしの個人的体験をも加えて、若干の背景的事実の説明(多少の昔話し)をしようというものである。この発想の由来は、次のとおり。

まず、甘粕事件とは、大正12年9月の関東大震災時、戒厳適用地域であった東京市麴町区大手町の東京憲兵隊構内において、陸軍憲兵大尉甘粕正彦(当時32歳。姓は、「甘糟」が正しいかも知れないが、本稿では、法律新聞の例によった)が、部下のM憲兵曹長(当時33歳)と共謀のうえ、無政府主義者大杉栄(当時38歳)及び同人の内縁の妻伊藤野枝(当時28歳)の2人を次々と身体絞扼により殺害した後、前同様共謀のうえ、部下のK及びHの各憲兵上等兵(Kは当時28歳、Hは当時29歳)に、たまたま大杉らに同行して同構内にいた大杉の甥橋宗一(当時7歳)の殺害を命令し、これを受けたK及びHにおいては、この命令を平素信頼する上官の非常事態下における正当な命令——これに服しても罪にはならぬ——と信じて、命ぜられたとおり、共同して橋宗一を絞殺した、という粗筋のものである。

大杉、伊藤及び橋の殺害が甘粕とMによる殺人罪に当ることは、疑いなし。問題は、K及びH各憲兵上等兵の罪責に関する。すなわち、彼等が上官の命令であるから罪にはならないものと信じて殺人を実行したということは、彼等の罪責に影響を及ぼすものであろうかという点に在る。これに関しては、有罪説もありうると思うが、軍法会議はこれを無罪としたのみならず、従来の一部の学説は、これを無罪としうる旨の説明を試みている。たとえば、思いつくままに拾い上げると、「刑法38条1項所定の故意の成立がない」ことを理由とする説(上記判決及び小野清一郎・新訂刑法講義総論163)、「本来殺人罪の如き自然犯の成立には違法の認識を要しないので、本件では、刑法38条3項の適用により一応殺人罪の成立を考えうるが、しかし、例外的に、自然犯が法定犯化したものと認められる特殊の事情がある場合には、犯人に違法の認識を欠くことが反社会的徴表の成立を阻却するに至り、その場合には、同条項の適用は、合理的制限を受けるべきである」との趣旨の説(牧野英一・刑法研究3巻114)及び「期待可能性がなかった」から無罪とする説(福田平・全訂刑法総論206)の3説がある。

ところで、わたくしは、昨年合宿演習で、この事件判決を教材にしたが、前もっての考えでは、上に掲げた3説について学生のある程度の理解を得ればよいと思っていた。しかるに、演習を行ったところ、判決文中には、憲兵、検束、戒厳等の学生に馴染の薄い言葉が使用されていることのほか、甘粕が大杉等を殺害した動機、関東大震災時が「非常事態」とされる状況、とくに、K及びHの両人が、上官の命令とはいえ、7歳の児童の殺害を罪にはならぬものと考えたということなどに関する判示が簡潔のためか、学生にとっては、法理論前の事柄が、いわば、すべて珍奇であり、ひいては、この判決の所説も他の学説も、なかなか呑み込めないように見受けられた。思うに、甘粕事件発生の背景には、当時の特殊な社会事情や関係者に特有の考え方などが存在しており、多少にもせよ、これらの理解を抜きにしては、事件に関する故意論とか期待可能性理論とかを具体的に、つまり真に事案に即して理解することはむずかしいのであろう。本稿は、このような視点に立って、いまの若い人々に、この事件の若干の背景的事実を説明しようとするものである。

関東大震災 大正12年9月1日にはじまったこの災害では、まず地震がひどく、大地は、揺れに揺れた。加えて、東京、横浜などで約3日間続いた火災は猛威をふるい、これらの都市の主要地域は、焦土と化した。上記両市における死者は10万人を超え、負傷者も11万人を超えたという。また、行方不明者も、多数となった。家屋の倒壊、焼失数は、両都市で約50万戸といわれるが、幸い家屋の焼失を免れた人々でも、打ち続く余震のため、屋内で休むことができず、何日間かの野宿を余儀なくされた。当時、学童であったわたくしも、この野宿を体験した。

地震の発生日、東京の一部には軍隊が出動し、翌2日には、東京府及び隣接郡部に戒厳令の一部が適用され、ところどころに陸軍の哨兵が立った。この適用の全面解除は、同年11月15日となっている。

被災地の警戒と治安確保は、このように、警察力と軍隊の力によって計られようとしたのだが、しかし、それらは、当初は効果がなかった。けだし、各地に流言が発生し、その災禍がたちまち四圍に拡大したことによる。地震発生日すでに、「強震再来」とか「海嘯襲来」とかの風説があったが、9月2日以後の打ち続く火災時になると、「不逞鮮人が暴動を企てて放火した」とか「社会主義者、無政府主義者などが放火を煽動している」とかの流言蜚語が乱れ飛んだ。ラジオやテレビがあったわけではなし、交通、通信は杜絶していたから、被災地に正確な情報は皆無で、人々の心理は、恐慌状態となった。子供のわたくしでも、何か恐ろしい事態になったと思った。各地に日本刀や竹槍などを手にした自警団が結成され、その数は、東京で約1590、神奈川で約600、群馬で約460、そして千葉、埼玉及び茨城で各300を超えたという。そして、9月2日からの約6日間、各地で狂乱的となった自警団その他の

人々が、近隣の朝鮮人合計約3000人を襲い、多数を殺傷した。殺害された朝鮮人は、合計で少なくとも 220 人を超えたというが、このほかに、朝鮮人と間違っ て殺された日本人等が約50 人に及んだという。

これらの騒擾その他の動揺は、やがて、軍及び警察の警備力の行きわたるにつれて鎮められ、被災各地は、9月10日ごろ以後、徐々に平静を取り戻したが、さて平穏となってみると、流言は要するに流言で、ほとんどすべて事実無根と判明したのみならず、自警団等が群衆心理に駆られて種々の兇行に走ったことも明らかとなり、関東地方で、殺傷犯人として検挙された自警団員が約 400 人、殺傷及び騒擾犯人として検挙された自警団員が約 300 人などという結果となった。彼等の暴挙が関東大震災にまつわる一大痛恨事であるのはいうまでもないが、それはまた、地震及び火災そのものの災害による混乱とならんで、被災各地に人災的混乱の存在したことを物語るものである。

甘粕事件は、このような混乱状態の收拾が計られつつあった 9月16日、東京市内で発生したものである。

社会主義等の弾圧 次に、これは関東大震災時に限ったことではなく、明治から昭和の敗戦に至るまで継続したことであるが、わが国においては(ただし、わが国だけというのではない)、社会主義、無政府主義、共産主義等(以下「社会主義等」という)の思想をすべて危険思想とし、政府、官憲において、これらの思想の持主又はそれと疑う人々の取締りに、今日からみると人権無視そのもの、そして身体的には残虐そのものともいふべき多くの施策や活動を実行したという顕著な事実がある。「取締りに関し、みだりに警察力で弾圧すべきではなく、穏健なものは善導する」旨の方針が示された時期がないわけではないが、しかし、歴史は、社会主義者等の穏健であると否とに拘らず、弾圧強化の一途を辿った。しこうして、官憲がそのために使用した手段は、これらの人物に対する昼夜をわかたぬ監視、尾行をはじめとして、検束、拘留による身体拘束から、臨検、解散命令、結社禁止、検閲、発売禁止による言論等の弾圧及び、法制的には、出版法、治安警察法、治安維持法等による刑事罰の適用に至るまで、枚挙にいとまがなく、徹底的であったといつてよい。(これらの実情については、荒畑寒村・寒村自伝、上下、岩波文庫又は筑摩叢書33が貴重である)。

ここで、甘粕事件との関係で、検束と憲兵という言葉について、簡単に説明をする。まず、検束というのは、旧行政執行法(明治33・6・2、法84、昭和23・6・15廃止)が定めていたもので、保護検束及び予防検束にわかれ、前者は泥酔者等を保護するため、後者は「公安を害する虞のある者」がそのような行為に及ぶことを予防するため、「当該行政官庁において、これらの者の身柄を一時留置しうる」としたものである。「当該行政官庁」の中には、行政警察つまり普通の警察が含まれる。しこうして、この留置期間は、同法1条2項によれば「翌日の日

没」までとなっていた。しかしながら、予防検束は、ほとんど常に不当拘束となった。法定の留置期間は、いわゆる「蒸しかえし」によって、たやすく無視されたし、「公安を害する虞」の認定は、いわゆる特高警察官などにより擅断的に行われたからである。「私が金尾文淵堂へ寄るために麴町平河町で電車を降りると、“今ここを陛下がお通りになる”という理由で、警戒中の巡査と尾行のために検束されてしまった。だから私たちはよく、天皇が外へ出ると社会主義者は留置場へ入る、と言って笑ったものだ」（荒畑寒村・前掲岩波上352）という調子であった。（なお、検束の蒸しかえしよりも遙かに人権蹂躪の度の大きいものに、旧違警罪即決令（明治18・9・24、太告31、昭和22・5・3廃止）による拘留についての蒸しかえしがあるが、いまは省略する）。次に、憲兵というのは、旧憲兵令（明治31・11・30、勅337、昭和21・6・15廃止）が定めていた陸軍軍人の一種であって、軍事警察のほかに、行政警察及び司法警察の職務を掌り、軍事警察については、陸軍又は海軍大臣の、行政警察については内務大臣の、そして、司法警察については司法大臣の指揮を受けることになっていた（なお、旧刑事訴訟法（大正11・5・5、法75、昭和24・1・1全改）248条、249条をみよ）。だから、憲兵は、判りやすくいえば、軍隊の警察官だが、その権限の行使は、単に軍人だけにとどまらず、一般民間人にも及ぶことができたのである。

なお、ここで、関東大震災時に社会主義者達が、自警団等による襲撃を免れたということを一言する。多数の朝鮮人等が「朝鮮人が放火した」旨の流言によって殺傷されたことは上述のとおりだが、多くの社会主義者等は、「社会主義者が放火を煽動した」旨の流言にも拘らず、ほとんど同種の災難を免れた（本稿では、9月3日ごろ若干の社会主義者等が虐殺されたといわれる、いわゆる亀戸事件は、さしあたり詳細不明のため、考慮外とする）。それは、被災地にあった彼等が検束等によって身柄を拘束されていたか、又は彼等自身が身の危険を感じ、みずから警察に出頭して保護を求めたことなどによるという。そうだとすれば、甘粕事件の被害者大杉栄等は、恐らくは事態を楽観していたためでもあろうか、気の毒な例外となったわけである。

陸軍憲兵大尉甘粕正彦 さて、政府、官憲による社会主義等の弾圧行動のうちで、国民に最も不幸な影響を及ぼしたものの一つは、言論に対する弾圧であったと思う。それは、社会主義者等に猿轡をかませ、これに反対し、又はこれを危険視する議論を一方的に跋扈させることになったからである。同時に、明治の日清、日露戦争以来、国民の間に軍人的な思想が鼓吹され続けたことは、一般の反社会主義的思潮に拍車をかけた。軍人のいわば第二の天性は、反社会主義的であった。たとえば、彼等は、上下の服従関係をきわめて重要視したが、連合行為を甚しく嫌った（軍刑法における「党与」による加重類型を考えよ）。だから、どんな小規模のものにせよ、ストライキ及びこれを支援する社会主義者等を憎悪した。たしかに、考

えようでは、軍隊とストライキは、異質的である。いずれにせよ、このような軍人的考え方の人々が、在郷軍人とよばれた人々をも含めて、国民の中に極めて多数存在したことは事実であろう。

このような国内思潮の中に、社会主義者等を敵視して情の激する余り、政府、官憲の取締り、弾圧すらなお手緩しとし、社会主義者等を抹殺するためには時に非合法の実力行使つまり殺傷行為をも辞せずとする人の出現するのは、当然の成行かも知れない。そして、甘粕正彦は、正にこれに属する1人であったと思う。

彼は、山形県出身で、名古屋地方陸軍幼年学校を経て、陸軍士官学校を卒業した（ちなみに、被害者大杉も、甘粕より数年前、上記幼年学校に入学したが、素行不良で退校処分を受けた）。彼は、もと兵科の軍人を志したが、後に健康上の理由等で憲兵に転じ、大正9年から同12年9月までの甘粕事件実行時まで、東京憲兵分隊長等の職にあった。

彼は、「かねて社会主義に関し研究を遂げた結果、この主義が国家に対して有害であると認め、ことに無政府主義の如きは、すべての権力を否認し、光輝あるわが国体と相容れない主張であって、到底黙視、放任すべきものではない」との信念を抱くに至り、大杉栄のみならず、堺利彦、福田狂二の類は、「機会があれば悉く殺したい」と思っていた（法律新聞2170号）。「国民は、皇室のためには、あるいは国法を犯さねばならぬ時があるかも知れると思う」とも述べている（同2115号、6）。たまたま、関東大震災が発生し、甘粕は、職務上の情報として、朝鮮人による放火、社会主義者等によるその煽動などの風説を耳にした。彼は、これらの「情報」の確度を十分には調査することなく、かねて社会主義者等に対して抱いていた上記信念に基づき、「将来戒厳の適用が解除されて軍隊が撤去され、しかも秩序が完全には回復されず、食糧等の配給が不十分の時に乗じて、無政府主義者等が、いかなる不逞行為に出づるかも計り難い」と憂慮した。ところが、そのころ、多くの社会主義者等は検束等によって留置されていたのに、彼が「最も危険視する1人の無政府主義者大杉栄が検束されていなかった」ことは、上述のとおりである。そこで、甘粕は、大杉を殺害するのは、すなわち国家の禍根を剪除する所以であると信じ、殺害の機会を窺うことになった。大杉は、当時東京市外の淀橋町柏木に住んでいた。そこで、M憲兵曹長とともに、同所付近で大杉の動静を内偵したところ、大杉宅の周辺には、淀橋警察署からの監視巡査が張り込んでおり、大杉が外出すればこれを尾行するという有様で、甘粕としては、大杉を連行することが困難であった。甘粕は、M憲兵曹長を淀橋警察署に遣り、大杉についての同署の意向を確めさせたところ、Mは、復命して、「淀橋署では、この際憲兵隊の手で“大杉をやっつけて呉れば、尾行解除等の援助をする”とのことである」旨を報告した。後日の淀橋警察署員に対する捜査によれば、ここで“やっつけて呉れば云々”というのは、“検束して呉れば”という意味であ

った疑いが濃い。しかし、復命を受けた甘粕は、これは要するに殺害を暗示されたものと解し、ここに絶好の機会を得たとして、Mと共謀のうえ断然大杉の殺害を決意した(思うに、検束と殺害の混同は重大な誤解には違いないが、日常生活で、この種の誤りは、皆無のことではあるまい)。それから、甘粕とMは、殺害の意図を知らぬ部下の憲兵下士官1人(彼は、後の殺害行為に関係せず)とH 憲兵上等兵を伴って大杉宅近くで大杉の帰宅を待ち、9月16日午後5時ごろ、帰来した大杉、伊藤野枝及び橘宗一の3人を見つけた。甘粕は、Mとともに、大杉に対し取り調べたいことがあるからとして憲兵隊に同行を求め、結局3人を大手町の東京憲兵隊に誘致した(したがって、これは、検束でもなかったのである)。憲兵隊到着後、3人を一旦同隊長室内に休憩させておいたが、同日午後8時30分ごろ、甘粕は、Mと共謀のうえ、まず大杉を憲兵司令官応接室(当時、震災により不使用)に連れ込み、みずから下手人となって、大杉の身体を絞扼して殺害した。それから、甘粕とMは、伊藤野枝及び橘宗一の処置について協議をした。その結果、伊藤は女性だが、ヨーロッパにおける革命の歴史に徴するに、婦人の主義者は兇暴時に男子にも勝ることありとして、前同様甘粕が手を下して伊藤を殺すことに決したが、橘宗一(甘粕は、当時これが大杉の子であるとは考えていた)となると、甘粕も、そしてMも、自分で手を下して殺すことは忍びないとして、躊躇した。しかし、橘宗一をそのまま帰せば事件が発覚することは必至であるから、これを殺すことに決し、兩人共謀のうえ、同隊内にあったK及びH各憲兵上等兵の2人を呼びよせ、甘粕が伊藤野枝を殺害する時に呼応して、橘宗一を殺害すべき旨を命じたのであるが、「平素甘粕を深く信頼していたK及びHは、戒厳令下における非常の場合であり、その犯罪であることを推知することなく、直ちにこれに服従した」という。甘粕は、続いて伊藤野枝と対談したところ、彼女が震災による混乱を喜んで見受けた(ただし、これは、甘粕の疑心暗鬼を生ずということのようにも疑われる)。そこで、Mとの共謀のとおり、同日午後9時30分ごろ、同女を前記司令官応接室に連れ込み、同所で、前同様の方法で殺害した。そして、この殺害行為に呼応して、K及びH各上等兵は、命ぜられたとおり共同して、同隊内事務室において、橘宗一を絞殺した(法律新聞前掲及び同2177号、8)。

非常事態、上官の命令及び両上等兵の罪責 甘粕事件を裁いた軍法会議判決は、甘粕及びMに対し各大杉等3人殺害の罪責を肯認し、甘粕に懲役10年、Mに懲役3年を言い渡した(わたくしは、この量刑はいずれも軽きに失すると考えるが、いまは別論とする)。しかし、宗一殺害のかどで起訴されたK及びH各憲兵上等兵に対しては、上記のとおり無罪を言い渡した。理由としての判旨は簡単で、「非常時下、平素信頼せる上官の甘粕の命令を正しいものと信じ、自分等の所為の犯罪であることを推知しなかったものであるから、兩人には、刑法38条1項により、故意の成立、つまり殺人の犯意の成立を認め難い」というに帰着する。そして、

この判旨が簡潔に過ぎるために、一部の学説が、改めて無罪論の構成を試みていることも、上述のとおりである。しかしながら、橋宗一は正しく人間であり、しかも当時7歳の児童に過ぎなかったことを思うと、K及びH各憲兵上等兵が、いかに非常事態下にせよ、また、いかに「平素甘粕を信頼していた」にせよ、これを殺すことが罪にならぬと考えたというのは真実であろうかと疑われる。これが、合宿演習に参加した学生の抱いた根本的な疑問のひとつであり、これを解決しえないばかりに、判旨その他の無罪論の理解に手間どったようでもある。

しかし、わたくしは、旧陸軍内の兵に対する教育の実情にかんがみ、次のように解する。たしかに、2人の憲兵上等兵は、自分達の所為が罪になるとは思っていなかった、と。また、百歩を譲って、そこに疑問をいれる余地があるとしても、軍の裁判所である軍法会議としては、——ちなみに、甘粕事件は、5人の裁判官によって裁かれたが、裁判官のうち4人は兵科の将校で、1人が文官の陸軍法務官であった。しかし、この一人も軍人的でなかったとは言いきれない。——軍隊教育の特殊事情を考慮した政策的配慮によって（これは、当時としては当然のことであつたらう）、事実判断としても、両上等兵の犯意を否定せざるをえなかったに違いない、と。

陸軍の兵に対する教育は、建前がどうあったのかは不明だが、日々の現実の生活面においてはきわめて特殊、いわば非常識であり、上官（又は上級者）の命令は絶対的であり、兵はただこれに服従すべきものとされた（法律新聞2195, 9の批評をみよ）。命令に反抗したり、命令の当否を論議したりすることが許されなかったことは勿論、命令の理由を質すことさえも不当とされた。ちなみに、「陸海軍人に賜はりたる勅諭」（明治15・1・4）中に「……上官の命を承ることは直に朕が命を承る義なりと心得よ」とあるとおり、上官の命令は天皇の命令であり、服従は、超法規的ともいうべきものであった。たとえば、ある上官が兵に砂塵の舞う営庭に撒水を命じたところ、間もなく俄雨が降って撒水が不要となったが、その上官が中止命令を失念したばかりに、兵は雨中で水を撒き続けたという笑話があるが、このような兵の行動は決して軽蔑してはならぬとされた。理由の当否は別として、兵の不服従は、しばしば叱責され、時には私的制裁を招く原因となった。これが、とくに初年兵とよばれる人間に対する、日常生活の場における教育の実情であった。兵は、まず、このように叩き込まれた。思うに、一口に兵といっても、教養や知能の程度が一樣ではなく、それが低いものも珍しくはなかった。わたくしは、昭和18年8月充員召集により入隊したが、内務班の同年兵に文盲がいて、驚いたことがある。このような種々の人間をもって戦闘集団を構成し、彼等を教育訓練して、とくに臨戦地境においてその実をあげようとする時、照準は下方の人々に据えざるをえないかも知れないが、上官の命令は絶対とする発想は、このようにして生じたものであろう。要

するに、わたくしは、自分のささやかな入隊体験に徴しても、K及びH各憲兵上等兵が橘宗一の殺害を——「非常事態下云々」等の状況にも影響されて——「犯罪となることを推知」しなかったというのは、真実であったろうと想像する。

次に、かりにその点に疑いの余地ありとするも、主として軍人が構成する軍法会議としては、政策的に犯人の故意責任を否定せざるをえなかったと思う点を布衍しよう。かつて、旧刑法(明治13・7・17, 太告36, 明治41・10・1廃止)76条に「本属長官の命令に従い、その職務をもって為したる者は、その罪を論ぜ」ざる旨の規定があり、これに関する解説として、たとえ形式的に上官の命令があっても、それがその権限外のものである場合等においては、下級官吏に服従の義務はなく、命令の履行が犯罪にわたる場合、76条によって無罪とすることはできない旨が述べられたことがある(岡田朝太郎・刑法講義中の総論146以下)。このような考え方は、旧刑法下に限らず、いつでもどこでも理論的には妥当するであろう。この理屈を甘粕事件に適用すると、2人の上等兵に幼児の殺害を命じたのは、明らかに違法な、権限外のものであり、K及びHに服従の義務はないから、2人の所為は到底違法性を阻却されえないとの結論になる(全く別のことだが、また、このような理論に基づくものかどうかは不明だが、戦後、戦争犯罪人として処罰された若干の人々が「上官の命令」を理由としては無罪とされなかったのは、大難問を含むが、類似の事態であった)。これによると、K及びHは、理論的には有罪となるが、他方、上官の命令が違法かどうか等は誰がどのようにして判断するのか、とくに受命者が兵である場合に、兵はどのように対処すべきかという問題に突き当たる。上述のように、軍の本来の建前は今でも不詳だが、日常の現実面において上官の命令は絶対と教えていたのであり、そうだとすれば、奇論かも知れないが、違法命令を発しないのは、もっぱら上官の自肅自戒に俟つべきことであり、全責任は常に命令者に在るといわざるをえない。現に、甘粕事件においても、甘粕は、捜査過程において、K及びHによる橘宗一殺害の事実を秘匿し、子供を殺した下手人は自分である旨の虚偽の自白をして、M憲兵曹長とともに起訴され、第1回公判において、弁護人の「天皇の名において行われる法律の前に偽りを言われるか」という熱心な説得によって、はじめてK及びHが下手人であることを供述し、これによって、間もなく両憲兵上等兵が自首、検挙され、併合審理されることになったという次第だが(法律新聞2175号, 7, 同2185, 4), これも、違法命令の全責任は上官に在るとの考え方を反映していると思う(ちなみに、日高巳雄・軍刑法, 新法学全集中刑事法Ⅱ所収34以下の「抗命の罪」に関する解説においても、どういうわけか上官の違法命令という重要問題が全然言及されていない)。甘粕事件を裁いた5人の裁判官も、要するにこの考え方に立ち、K及びHの違法の認識の存在について、かりに多少の疑いを抱いたかも知れないが、結局、当時の当然的な政策的配慮により、両人に刑法38条1項所定の犯意なしと断じたのではないかと考える。

結 以上、学生を念頭において、書き綴ったため、冗長となった嫌いがあるが、甘粕事件の若干の背景を述べた。これによって学生が、この事件判決の趣旨をすこしでも理解すると同時に、進んで下記の文献等により、故意論、期待可能性理論を研究してくれば有難いと思う。

ちなみに、甘粕正彦は、「昭和2年に出獄、同4年までフランスに滞在、帰国後渡満し、満洲事変で暗躍、同7年満洲国民政部警務司長。(中略)同14年満洲映画理事長。終戦時に新京(長春)で自決した」という(毎日新聞社・最新昭和史事典中の「甘粕正彦」)。

最後に一言するが、本稿は、あくまで甘粕事件の多少の背景を説明する意図のものであり、甘粕をはじめとして、同人と同じ思想傾向に在った同時代の多くの人々を非難する目的で書いたものではない。これについては、ジョン・スチュアート・ミルの、「これらの迫害者は、どう見ても悪人ではなかった、——普通人よりも邪悪な人々ではなくて、むしろその反対であった。その時代と国民のもっていた宗教的、道徳的、および愛国的感情を十分に、或いはなにほどこ充分以上にもっていた人々であった。(中略)最初の殉教者たちを石をもって打ち殺した人々は、自分たち自身よりも悪人であったに相違ない、と考え勝ちである正統のキリスト教徒たちは、これらの迫害者の1人が聖パウロであったことを想起すべきである」との言葉を引用しておきたい(塩尻公明、木村健康訳・ミル自由論、岩波文庫、54以下)。

文献 本文中に引用したもののほかは、次のとおりだが、司法試験合格を志すような人々には、(5)の福田平の著書の熟読をすすめる。これは、わたくしにも難解だが、よく考えて読めば、有益である。(1) 牧野英一・重訂日本刑法220, (2) 小野清一郎・刑事判例78, (3) 木村亀二・刑法総論(増訂版)330, (4) 団藤重光編・注釈刑法2のII 403, (5) 福田平・違法性の錯誤256, (6) 山崎今朝弥・地震、憲兵、火事、巡査(岩波文庫) (昭62・1・20)

(本学法学部教授)